

東ジャワ州での新型コロナウイルス対策における大規模社会制限の指針に関する東ジャワ州知事令（2020年第18号）

※2020年第18号州知事令の改正に関する東ジャワ州知事令（2020年4月25日付第21号州知事令）反映済み（第9，10，11，13，14，20，32条）

第1章 総則

第1条 （定義：省略）

第2条

本州知事令は、州における新型コロナウイルス対策を目的とする大規模社会制限実施の指針となる。

第3条

本州知事令は以下を規制することを目的とする。

- a. 市民の活動及び移動の制限
- b. 感染の拡大と新規感染数の制御
- c. 制御策及び対策の強化
- d. 社会的及び経済的影响への対策

第4条

本州知事令の対象範囲は以下を含む。

- a. 実施
- b. 住民の権利、義務、基礎的な生活必需品の充足
- c. 新型コロナウイルス対策のリソース
- d. 観察、評価、報告
- e. 予算
- f. 罰則

第2章 実施

第1部 一般規定

第5条

（1）新型コロナウイルスの広範な感染拡大を防止するため、県・市において、大規模社会制限を実施する。

(2) 上記(1)の大規模社会制限は、県・市に居住する、及び／または活動する全ての者が行う自宅外活動の制限の形態で実施される。

(3) 大規模社会制限の実施期間中、全ての者は、以下の義務を負う。

- a. 流水と石鹼またはハンドサニタイザーでの手洗いと、衛生的で健康的な生活行動の実施
- b. 自宅外でマスクを着用し、少なくとも1メートルの身体的距離を保つ
- c. 以下の者は自宅及び／または保健プロトコールに則った隔離室で自主隔離を行う。

1. 無症状者 (OTG)
2. 観察対象者 (ODP)
3. 軽症の監視対象患者 (PDP)

(4) 上記(2)の大規模社会制限の実施における自宅外活動の制限には、以下が含まれる。

- a. 学校及び／またはその他教育機関における学習の実施
- b. インターンシップ、現場実習及び／またはその他の活動に関連した産業界における研修の実施
- c. 職場での就労
- d. 宗教施設での宗教活動
- e. 公共の場所ないし公共施設での活動
- f. 社会・文化活動
- g. 交通手段を利用した人と物の移動

(5) 上記(1)の大規模社会制限の実施における調整、リソースの動員、活動は、県知事・市長が行う。

(6) 上記(1)の大規模社会制限の施行は州知事決定で規定する。

第2部 学校及び／またはその他の教育機関における学習実施制限

第6条

(1) 大規模社会制限の有効期間中、以下における活動は一時的に停止される。

- a. 学校
- b. その他の教育機関
- c. インターンシップ、現場実習及び／またはその他の活動を行う産業界

(2) 上記(1)aの学校における活動の一時停止を行うにあたり、全ての学習活動は遠隔学習及び／またはオンライン学習による個々の自宅ないし居住場所での学習に変更する。

(3) 学校の事務サービス業務は、必要に即したサービス形態で在宅勤務により実施される。

(4) 大規模社会制限の有効期間中の、州の権限にあたる学習実施及び評価、学校事務サービスの技術的詳細は、州政府の教育分野担当部局が定める。

(5) 大規模社会制限の有効期間中の、州の権限外の学習実施及び評価、学校事務サービスの技術的詳細は、県知事・市長が定める。

第7条

(1) 大規模社会制限の有効期間中、一時的に停止となる第4条(1)bのその他の教育機関には以下が含まれる。

- a. 高等教育機関
- b. 訓練機関
- c. 研究機関
- d. 育成機関
- e. それらと同様の機関

(2) 保健衛生サービスに関する教育機関、訓練機関、研究機関は、上記(1)のその他の教育機関での活動の一時停止の例外とする。

(3) 上記(1)及び(2)のその他の教育機関での活動の一時停止措置を実施する上で、活動、学習及び事務サービスは、関係機関が定める技術規則に沿って、在宅でオンラインにより実施される。

第8条

(1) 大規模社会制限の有効期間中の活動の一時停止にあたり、学校及びその他の教育機関の責任者は、以下の義務を負う。

- a. 学習プロセスが引き続き実施され、教育を受ける上での教育参加者の権利が満たされることを確保する。
- b. 学校及び／またはその他の教育機関とその周辺環境において新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を実施する。
- c. 学校及び／またはその他の教育機関の安全を守る。

(2) 上記(1)bの学校及び／またはその他の教育機関とその周辺環境における新型コロナウイルスの感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に実施される。

- a. 学校設備の清掃及び消毒剤の散布
- b. 教員及びその他教育要員に対する新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコールの適用。

第3部 職場での就労の制限

第9条 【2020年第21号州知事令にて改正】

(1) 大規模社会制限の有効期間中、職場での就労は制限される。

(2) 上記(1)の職場・事務所における就労の制限期間中、生産性・労働者のパフォーマンスを維持するよう、自宅・居住地での就労に代えなければならない。

(3) 上記(1)の職場・事務所における就労の制限期間中、従業員もしくは警備員に職場・事務所の安全を維持するよう務めさせなければならない。

第10条 【2020年第21号州知事令にて改正】

(1) 以下の分類にあたる職場・事務所は、第9条(1)の職場・事務所での就労制限の例外とする。

- a. 関連する省の規定に基づく、外国の代表事務所を含む中央及び地方政府の全ての事務所・機関。
- b. 関係する省、州政府及び／または県政府・市政府の調整の下で、新型コロナウイルス対策及び／または社会の生活必需品の充足に参画する国営企業・地方公営企業。
- c. 以下の分野で活動する事業者。

1. 保健衛生
2. エネルギー
3. 物流
4. ホテル
5. 建設
6. 戦略産業
7. 動物園の管理、育種、森林消防団、植物への水やり、巡回、必要な交通機関の運行
8. 児童養護・高齢者施設・その他の社会施設の管理
9. 食料または生活必需品の材料及び製品（とりわけ米、大豆、唐辛子、紫玉ねぎ、にんにく、玉ねぎ、砂糖、揚げ油、小麦粉、果物類、野菜類、牛肉、鶏肉、鶏卵、魚類、牛乳及び乳製品、ボトル入り飲料水）、並びに重要品（種苗、種畜、肥料、殺虫剤、家畜用薬品及びワクチン、飼料、液化石油ガス、合板、セメント、建設用鉄鋼及び軟鋼を含む）を扱う食堂・レストランを含む店舗
10. 銀行、保険事務所、支払システム事業、ATM。銀行営業、銀行コールセンター、ATM営業に関わるATM供給業者及び情報通信関連業者を含む。
11. 印刷及び電子メディア
12. 電気通信、インターネットサービス、放送、有線サービス。情報技術及び情報技術によって稼働するサービスは、可能な限り在宅勤務に活用させる。ただし、電気通信、電気通信・情報技術の業者・供給業者及びデータ基盤のプロバイダーを除く。
13. 食品、薬品、医療器材を含む、全ての材料及び食料品または生活必需品並びに重要品の輸送
14. ガソリンスタンド、液化石油ガス、石油・天然ガスの販売店及び貯蔵施設
15. 発電所、送電及び配電のユニット及びサービス業者
16. 証券取引所が規定する資本市場サービス
17. 配送業者。配車アプリを利用したバイク輸送を含むが、乗客ではなく物の輸送

に限る。

18. 倉庫業及び冷蔵倉庫業

19. 民間警備業

20. 基礎的サービス、公益企業、国家重要施設及び特定施設と指定されている産業

21. 日常の必需品

d. 災害及び／または社会分野で活動する国内及び国際市民団体

(2) 上記(1)の職場・事務所での就労制限の例外活動を実施するにあたり、職場の指導部は、以下を実施する義務を負う。

a. 就労における接触の制限

b. 以下のような既往症及び／または新型コロナウイルスに感染した場合に重大な結果を招きかねない状況にある者が職場での活動を行う際はそれぞれに特別な注意を払う。

1. 高血圧

2. 心臓病

3. 糖尿病

4. 肺疾患

5. 癌

6. 妊婦

7. 61歳以上

c. 以下を含む新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコールの職場での適用。

1. 職場を常に清潔で衛生的な状態に保つ。

2. 事務所域内の全ての従業員がマスクを着用し、石鹼と流水またはハンドサニタイザーでの手洗いを定期的に実施する。

3. 健康維持活動及び新型コロナウイルス防止における緊急対応のために、最寄りの医療機関と協力する。

4. 職場の床、壁、建物設備に定期的に消毒剤を散布する。

5. 職場に入る従業員の体温検査を行い、職場で働く従業員の体温が正常以上でないこと、体調不良でないことを確認する。

6. 職場にアクセスがよく十分な数の手洗い場を設けることを含め、石鹼及び／またはハンドサニタイザーでの手洗いを義務づける。

7. 従業員同士の距離を、1メートル以上確保する。

8. 職場の目立つ場所で、新型コロナウイルス防止の情報や呼びかけを周知する。

9. 職場の従業員の中から監視対象患者が出た場合は、以下のとおりとする。

a) 職場での就労を少なくとも14就労日の間一時停止する。

b) 医療職員は、警備ユニットの支援を受けて、避難措置及び全ての場所、設備、機材への消毒剤の散布を行う。

c) 一時停止は、避難措置、消毒剤の散布、新型コロナウイルスに感染し

た従業員と身体的接触があった従業員の健康検査と隔離が完了するまで実施される。

(3) 食べ物と飲料の提供活動について、レストラン・食堂・同種の事業の責任者は、以下の義務を負う。

- a. サービスは、オンライン注文及び／または電話注文または配送サービスによる持ち帰りのみに限定する。
- b. 列をつくる客同士の距離は、1メートル以上確保する。
- c. 規則に沿って、食品取り扱いにおける食品衛生原則を適用する。
- d. 準備、加工、盛り付けにおける料理への直接の接触を最小化するため、手袋やトングなどの補助用具を用意する。
- e. 基準に沿って、食べ物の加工にあたり十分な加熱を行う。
- f. 職場、設備、道具、特に食べ物と直接触れる表面の清掃を行う。
- g. 客と従業員に、石鹼で手洗いできる場所を用意する。
- h. 体調不良の従業員や、正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状を示す従業員の就労を禁止する。
- i. 食べ物と飲料の準備に直接携わる従業員に、手袋、衛生頭巾、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。

(4) ホテル業について、ホテルの責任者は以下の義務を負う。

- a. マスク、ハンドサニタイザー、非接触式体温計といった防護機器を用意する。
- b. 自主隔離を行いたい客に対しては、特別なサービスを提供する。
- c. ルームサービスを活用し、客が客室の中でしか活動できないように制限する。
- d. ホテルの敷地内で人の集まりが生じ得る活動は実施せず、そのような施設は閉鎖する。
- r. 体調不良または呼吸器感染症の症状すなわち正常以上の体温、発熱、咳、鼻水、下痢、などの痛みを示す客のホテル内への立ち入りを禁止する。
- f. 上記 e の兆候が見られた場合、ホテルは最寄りの保健サービスセンターもしくは州の即応タスクフォースに報告する。
- g. 従業員に、マスク、手袋、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務づける。
- h. 石鹼及び／またはハンドサニタイザーでの手洗い及び、職場にアクセスが良く十分な数の手洗い場の設置を義務付ける。

(5) 建設活動について、建設作業サービスの所有者及び／または提供者は、以下の義務を負う。

- a. 建設地区で新型コロナウイルス防止の実施責任者を指名する。
- b. 従業員の活動及び接触を建設プロジェクト地区の中のみに限定する。
- c. 建設プロジェクト地区にいる間、全ての従業員に対して、住居と生活必需品を提供する。
- d. 職場に、十分な保健設備を有する保健室を用意する。
- e. 従業員に、マスク、手袋、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。

- f. 職場にアクセスが良く十分な数の手洗い場を設けることを含め、石鹼及び／またはハンドサニタイザーでの手洗いを義務付ける。
- g. 従業員もその他の関係者も、正常以上の体温がある場合は、建設区域への立ち入りを禁止する。
- h. 上記 g の兆候が見られた場合、建設作業サービスの所有者及び／または提供者は最寄りの保健サービスセンターもしくは州の即応タスクフォースに報告する。
- i. 朝の啓蒙活動または朝の安全対話において、新型コロナウイルス防止技術の促進、キャンペーン、呼びかけ、説明を伝達する。
- i. 建設プロジェクト地区にいる間、定期的に、従業員の健康観察を実施する。

(6) 県知事・市長は、上記(1)の就労制限の例外となる職場・事務所の分類を追加することができ、法令の定め及び各地方の必要性に沿って、その技術的規定を定めることができる。

第4部 宗教施設での宗教活動の制限

第11条 【2020年第21号州知事令にて改正】

- (1) 大規模社会制限の有効期間中、宗教活動の制限は、自宅において、限られた家族のみが、距離を保った上で行う宗教活動の形で行われる。
- (2) 上記(1)の宗教活動の制限の例外は、法令、イスラム法解釈、または政府認証を受けた公式の宗教機関の見解を指針に沿って実施される。
- (3) 上記(1)の宗教活動の制限期間中、アザーン、鐘ないしその他の時間の呼びかけの活動は、通常どおり行われる。

第12条

- (1) 大規模社会制限の有効期間中、宗教施設の責任者は以下を行わなければならない。
 - a. 宗教活動を自宅で引き続き実施するよう、信者に教育を施す。
 - b. 宗教施設で新型コロナウイルス感染拡大防止措置を行う。
 - c. 宗教施設の安全を守る。
- (2) 上記(1)bの新型コロナウイルス感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に行う。
 - a. 宗教施設と周辺環境を清掃する。
 - b. 宗教施設の床、壁、道具に消毒剤を散布する。
 - c. 部外者の立ち入りを禁止する。

第5部 公共の場所ないし公共施設での活動の制限

第13条 【2020年第21号州知事令にて改正】

- (1) 大規模社会制限の有効期間中、公共の場所ないし公共施設での活動は、制限される。
- (2) 公共の場所ないし公共施設の管理者は、大規模社会制限の有効期間中、住民の活動に對して、公共の場所ないし公共設備を一時的に閉鎖する義務を負う。
- (3) 以下の住民活動は、上記(1)の公共の場所ないし公共施設での活動制限の例外となる。
 - a. スーパー、コンビニ、市場、薬局、医療機器販売店、食料品、生活必需品、重要品、石油・ガス燃料、エネルギー
 - b. 保健サービスを充足する保健サービス施設またはその他の施設
 - c. スポーツ活動を含むその他の住民の基礎的な需要を充足する公共の場所ないし公共施設
- (4) 県知事・市長は、上記(3)の公共の場所ないし公共施設での活動制限の例外となる住民の活動分類を追加することができ、保健プロトコール、法令の定め及び各地方の必要性を指針として、その技術的規定を定めることができる。

第14条 【2020年第21号州知事令にて改正】

大規模社会制限の有効期間中に、上記(1)及び(2)の住民の需要を充足するサービスを行うにあたり、事業者は、以下の制約に服さねばならない。

- a. オンライン及び／また配送サービスによる遠隔での受注を主とする。
- b. 値上げを行わず、経済の安定と消費者の購買力を守る。
- c. 事業の場所に定期的に消毒剤を散布する。
- d. 市場・店に入る従業員と客の体温検査を行い、就労している従業員が体調不良や正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状を示していないことを確認する。
- e. 上記dの兆候が見られた場合、事業者は最寄りの保健サービスセンターもしくは州の即応タスクフォースに報告する。
- f. 客にマスクの着用を義務付ける。
- g. 市場・店に来る客同士の距離を1メートル以上確保する制限を適用する。
- h. 全ての従業員に、マスクと安全衛生指針に合致する業務服の着用を義務付ける。
- i. 石鹼及び／またはハンドサニタイザーによる手洗いを推奨するとともに、消費者及び従業員にとってアクセスの良い十分な数の手洗い場を用意する。

第15条

- (1) 大規模社会制限の有効期間中、住民は、自宅外において、第13条(3)bの自主的なスポーツ活動を限定的に行うことができる。
- (2) 上記(1)の自主的なスポーツ活動は、以下の規定に則り実施される。
 - a. 自主的に行い、集団で行わない。
 - b. 自宅の周辺地域にのみ限定して実施する。

第6部 社会・文化活動への制限

第16条

(1) 大規模社会制限の有効期間中、人の密集を生じさせる社会・文化活動は、一時的に停止される。

(2) 上記(1)の社会・文化活動には、集会または会合に関する以下の活動を含む。

- a. 政治
- b. スポーツ
- c. 娯楽
- d. 学術
- e. 文化

第17条

(1) 以下の目的の活動は、第16条(1)の社会・文化活動の停止の例外となる。

- a. 割礼
- b. 結婚
- c. 新型コロナウイルスに起因しない埋葬及び／または葬儀

(2) 上記(1)aの割礼は、以下の規則に従って実施される。

- a. 保健施設で実施する。
- b. 限られた関係者、すなわち家族のみが出席する
- c. マスクを着用する。
- d. 多数を招待しての祝賀会は実施しない。
- e. 参加者同士の距離を1メートル以上確保する。

(3) 上記(1)bの結婚は、以下の規則に従って実施される。

- a. 宗教事務所または公証役場で行う。
- b. 限られた関係者すなわち家族のみが出席する。
- c. マスクを着用する。
- d. 人の集まりを生じさせる多数を招待しての披露宴は実施しない。
- e. 参加者同士の距離を1メートル以上確保する。

(4) 上記(1)cの新型コロナウイルスに起因しない埋葬及び／または葬儀は、以下の規則に従って実施される。

- a. 葬儀施設で実施する。
- b. 限られた関係者すなわち家族のみが出席する。
- c. マスクを着用する。
- d. 参加者同士の距離を1メートル以上確保する。

(5) 県知事・市長は、上記(1)の社会・文化活動の例外となる住民の活動分類を追加す

ることができ、法令の定めと地方の必要性に沿って、その技術的規定を定めることができる。

第7部 人と物の移動のための交通手段の利用制限

第18条

(1) 大規模社会制限の有効期間中、人及び／または物の移動活動は、以下の目的を除いて一時的に停止される。

- a. 基礎的な生活必需品の充足
- b. 防衛、治安に関するその他の活動
- c. 大規模社会制限の有効期間中に許可されている活動

(2) 以下の交通手段については、上記(1)の人の移動活動の一時的な停止の例外となる。

- a. 私有車両
- b. 公共バス
- c. 鉄道
- d. 河川、湖の横断のための交通手段

(3) すべての移動手段は、上記(1)の物の移動活動の一時的な停止の例外となる。

(4) 私有乗用車の利用者は、以下に従わなければならない。

- a. 基礎的な生活必需品を充足するため、及び／または大規模社会制限中に許可されている活動のためのみに利用する。
- b. 使用後に車両に消毒剤を散布する。
- c. 車両内でマスクを着用する。
- d. 乗員を定員の50%以下に制限する。
- e. 正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状がある場合は乗車しない。

(5) 私有バイクの利用者は、以下に従わなければならない。

- a. 基礎的な生活必需品を充足するため、及び／または大規模社会制限中に許可されている活動のためのみに利用する。
- b. 使用後に車両及び付属品に消毒剤を散布する。
- c. マスクと手袋を着用する。
- d. 正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状がある場合は乗車しない。
- e. 運行時間及び／または特定の地域の制限の有効時に、乗客を乗せない・相乗りしない。

(6) 配車アプリでのバイクの利用は、物の輸送のためでなければならない。

(7) 私有車両、公共バス及び鉄道、及び／または物の輸送機関は、以下に従わなければならない。

- a. 人を乗せる車両について、乗客を定員の50%以下に制限する。

- b. 物を載せる座席つき車両の場合、
 - 1. 1列の場合、最大2人輸送できる

2. 2列の場合、最大3人輸送できる

- c. 州政府やその他の機関の規則に従い、運行時間及び／または特定の地域に制限する。
- d. 使用する移動手段に定期的に消毒剤を散布する。
- e. マスクと手袋を着用する。
- f. 移動手段に乗り込む
- g. 係員と乗客に正常以上の体温ないし体調不良がないことを確認する。
- h. 待ち時間及び乗車中において、身体的な距離を保つ規則を適用する。

(8) 河川、湖の横断のための輸送機関は、以下の規定に従い、乗客を乗せることができる。

- a. 乗客を定員の50%以下に制限する。
- b. 待ち時間及び乗車中において、身体的な距離を保つ規則を適用する。
- c. 船舶の運航時間に合わせ港湾の運営時間を適用する。

(9) 県知事・市長は、上記(2)及び(3)の人及び／または物の移動のための交通手段の一時的な停止の例外となる交通手段を追加することができ、その技術的規定は法律の定め及び地方の必要性に従う。

(10) 上記(1)の人と物の移動のための移動手段の利用制限は、県知事・市長が定める技術指針に基づいて実施される。

第3章 引き続き実施される特定の活動

第19条

以下の一定の活動は、大規模社会制限の実施中も引き続き実施される。

- a. 医療施設
- b. 防衛、治安に関係するその他の活動
- c. 中央、州及び県・市の即応タスクフォースの活動

第4章 住民の権利と義務並びに基礎的な生活必需品の充足

第1部 権利と義務

第20条 【2020年第21号州知事令にて改正】

(1) 大規模社会制限実施期間中、県・市民は、以下について等しい権利を有する。

- a. 州政府及び県・市政府から待遇とサービスを受ける。
- b. 医療需要に沿った基礎的医療サービスを受ける。
- c. 新型コロナウイルスに関する公開されたデータと情報を得る。
- d. 新型コロナウイルスに関する苦情の訴えを容易に行うことができる。
- e. 新型コロナウイルス及び／または同疑い患者の遺体の処理、搬送及び埋葬。

（2）上記（1）の権利の充足は、県知事・市長が定める技術指針に従って実施される。

第21条

（1）大規模社会制限の有効期間中、県・市民は、以下の義務を負う。

- a. 大規模社会制限の実施における全ての規則を遵守する。
- b. 大規模社会制限に参加する。
- c. 清潔で健康的な生活を実践する。

（2）新型コロナウイルスの対応に際し、すべての住民は以下の義務を負う。

- a. 係官による新型コロナウイルスの疫学的調査（コンタクト・トレーシング）の対象に指定された場合、検体検査を受ける。
- b. 医療従事者の勧告に従い、自宅及び／またはシェルターでの自己隔離もしくは医療機関での治療を行う。
- c. 自身、家族及び／または市民が新型コロナウイルスに感染した場合は、医療従事者及び／または政府機関に報告する。

（3）上記（2）の義務の履行は、県知事・市長が定める技術指針に従って実施される。

第2部 住民の基礎的な生活必需品の充足

第22条

（1）州政府及び県・市政府は、大規模社会制限実施中に基礎的な生活必需品の充足に影響が出る脆弱な住民に対して現金支援及び／または食糧支援を提供する。

（2）上記（1）の現金支援及び／または食糧支援は、生活必需品及び／またはその他の直接支援の形で、法令の定めた配給方法により提供される。

（3）上記（2）の現金支援及び／または食糧支援の受益者は法令の定めに従って決定される。

第23条

（1）州政府及び県・市政府は、大規模社会制限実施の影響を受ける事業者にインセンティブを提要できる。

（2）上記（1）のインセンティブは以下の形態である。

- a. 事業者に対する地方税及び地方利用者負担金の軽減
- b. 大規模社会制限の実施による影響を受けた従業員への社会支援の供与
- c. 法令の規則に沿ったその他の支援

（3）上記（2）のインセンティブの提供は、法令の定めに従い、また地方の能力を考慮して実施される。

第5章 新型コロナウイルス対応のためのリソース

第24条

- (1) 県・市における大規模社会制限の実施において、県・市政府は、リソースの需要及び供給に関する情報データベースを整備する。
- (2) 上記(1)のリソースの準備及び供給に関する情報システムの使用と手続きは、県知事・市長が定める。

第25条

- (1) 県・市政府は、法令の規則に沿って、大規模社会制限の実施において関係者と協力で
- きる。
- (2) 上記(1)の関係者との協力は、以下の形態で行われる。
- a. 人的資源の支援
 - b. 設備・インフラ
 - c. データと情報
 - d. サービス及び／またはその他の支援

第6章 観察、評価及び報告

第26条

- (1) 大規模社会制限実施に対する観察と評価は、新型コロナウイルスの感染拡大の連鎖を
- 食い止めることにおける大規模社会制限の実施の成果を評価するために行われる。
- (2) 上記(1)の観察と評価は、県・市の新型コロナウイルス即応タスクフォースが、現
- 場での観察及び調査を通じて実施する。
- (3) 上記(1)の大規模社会制限実施の成果に対する評価は、以下の基準に基づく。
- a. 州知事令及び県知事令または市長令に基づく大規模社会制限の実施
 - b. 症例数
 - c. 死亡者数
 - d. 症例の拡大範囲

第27条

- (1) 大規模社会制限実施において、県・市政府、民間、学術関係者、住民及びメディアは、
- 大規模社会制限実施の観察に積極的に参加する。
- (2) 上記(1)の大規模社会制限実施の観察は、県・市政府及び／または州政府が有する
- 住民の苦情処理対応のチャンネルを通じて報告される。
- (3) 上記(2)の報告の結果は、県・市の新型コロナウイルス即応タスクフォースがその

権限と責任においてフォローアップする。

第7章 予算

第28条

大規模社会制限実施の予算は以下を資金源とする。

- a. 国家予算
- b. 州の地方予算
- c. 県・市の地方予算
- d. 法令に沿った、合法で拘束力をもたないその他の資金源

第8章 罰則

第29条

(1) 州政府及び／または県・市政府は、第5条(3), 第8条(1), 第10条(2), 第10条(3), 第10条(4), 第10条(5), 第13条(2)及び／または第14条(3)に違反したすべての人及び／または活動の責任者に対し、行政罰を適用する。

(2) 上記(1)の行政罰は以下の形で課される。

- a. 口頭による注意
- b. 書面による注意
- c. 違反行為の停止及び／または回復を目的とした行政上の措置
- d. 権限に則った許可の剥奪

第30条

第18条(4), (5), (6)及び／または(7)の規定に違反した車両運転手は第29条(2)の行政罰を課される。

第31条

第29条(1)及び第30条の行政罰の適用の他、法執行機関は法令の規則に従って権限を適用することができる。

第9章 終章

第32条 【2020年第21号州知事令にて改正】

本州知事令の実施規則及び技術的指針としての県知事・市長令は、当該県・市における大規模社会制限の制定に関する州知事決定の発出後遅くとも2日以内に制定される。

第33条

本州知事令は制定の日から施行する。

2020年4月22日
東ジャワ州知事
コフィア・インダル・パラワンサ